

業 務 委 託 設 計 書

							技術管理課		
設計	検算	照合	係長	課長			係	係長	課長
業務番号			主 管				設計		
令和8年度 第 号			水道局技術部設備課浄水係				令和 8 年 03 月		
業務名 基町庁舎ほかせん定等業務							委託期間 契約締結の日から 日間 令和 8年 12月 16日 まで		
履行場所 広島市中区基町ほか1か所									
予算科目			業 務 委 託 金 額 (内訳)						
(項)									
(目)									
(節)			金 円						

委託施工理由
..... 本業務は、基町庁舎ほか1か所の良好な環境を維持するため、緑地の除草及び植木のせん定を行うものである。
.....
.....
.....
.....
.....

業務内容	
.....	
除草・樹木せん定等（基町庁舎）	1 式
除草・樹木せん定等（資材管理所）	1 式
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	

業務委託金額 金	業務名 基町庁舎ほかせん定等業務
-------------	---------------------

(甲) 内 訳

工 種 ・ 名 称	種 別	形状・寸法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
除草・樹木剪定(基町庁舎)			式	1			第 1 号明細表参照
除草・樹木剪定(資材管理所)			式	1			第 2 号明細表参照
							処分費
直接業務費計							
共通仮設費計							
共通仮設費(率分)			式	1			
純業務費							
現場管理費			式	1			
業務原価							
一般管理費等			式	1			

(甲) 内 訳

工 種 ・ 名 称	種 別	形状・寸法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
一般管理費等(契約保証費)			式	1			
業務価格							
消費税等相当額			式	1			
本業務費計							

第 1 号		除草・樹木剪定(基町庁舎)					明 細 表	
内 訳								
工 種 ・ 名 称	種 別	形状・寸法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
抜根除草	運搬距離15km		m2	880.00			年2回 公園共通代価表 40101 号	
中木剪定	円筒形 運搬距離15km	H=200cm以上 300cm未満	本	6.00			年2回 公園共通代価表 10108 号	
高木基本剪定	冬季 公園樹 運搬距離15km	C=60cm未満	本	4.00			年1回 公園共通代価表 10301 号	
高木基本剪定	冬季 公園樹 運搬距離15km	C=60cm以上120cm 未満	本	3.00			年1回 公園共通代価表 10302 号	
高木基本剪定	冬季 公園樹 運搬距離15km	C=120cm以上 180cm未満	本	3.00			年1回 公園共通代価表 10303 号	
低木寄植剪定	運搬距離15km	H=60cm未満	m2	180.00			公園共通代価表 10101 号	
低木寄植剪定	2回目 運搬距離15km	H=60cm未満	m2	180.00			公園共通代価表 10102 号	
中木寄植剪定	運搬距離15km	H=60cm以上150cm 未満	m2	170.00			公園共通代価表 10103 号	
中木寄植剪定	2回目 運搬距離15km	H=60cm以上150cm 未満	m2	170.00			公園共通代価表 10104 号	
中木寄植剪定	運搬距離15km	H=150cm以上 300cm未満	m2	200.00			公園共通代価表 10105 号	
中木寄植剪定	2回目 運搬距離15km	H=150cm以上 300cm未満	m2	200.00			公園共通代価表 10106 号	
病虫害駆除	中木	H=150cm以上 300cm未満	本	6.00			年2回 水道局草刈植木手入代価表 S2105 号	
病虫害駆除	高木 公園樹	C=60cm未満	本	8.00			年2回 水道局草刈植木手入代価表 S2201 号	
病虫害駆除	高木 公園樹	C=60cm以上120cm 未満	本	6.00			年2回 水道局草刈植木手入代価表 S2202 号	
病虫害駆除	高木 公園樹	C=120cm以上 180cm未満	本	6.00			年2回 水道局草刈植木手入代価表 S2203 号	
病虫害駆除	低木寄植		m2	360.00			年2回 水道局草刈植木手入代価表 S2101 号	

第 1 号		除草・樹木剪定(基町庁舎)					明 細 表
内 訳							
工 種 ・ 名 称	種 別	形状・寸法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
病虫害駆除	中木寄植		m2	740.00			年2回 水道局草刈植木手入代価表 S2102 号
薬剤費	病虫害駆除用(基町庁舎)		式	1.00			
処分費	除草ごみ等(基町庁舎)		式	1.00			
計							
(内数)処分費							

第 2 号		除草・樹木剪定(資材管理所)					明 細 表	
内 訳								
工 種 ・ 名 称	種 別	形状・寸法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
機械除草	肩掛式		m2	9,690.00			年3回公園共通代価表 40201 号	
マツ基本剪定	運搬距離15km	C=60cm未満	本	6.00			年2回公園共通代価表 10201 号	
中木剪定	円筒形 運搬距離15km	H=200cm以上 300cm未満	本	2.00			年2回公園共通代価表 10108 号	
高木基本剪定	冬季 公園樹 運搬距離15km	C=60cm未満	本	1.00			年1回公園共通代価表 10301 号	
高木基本剪定	冬季 公園樹 運搬距離15km	C=60cm以上120cm 未満	本	9.00			年1回～年2回公園共通代価表 10302 号	
高木基本剪定	冬季 公園樹 運搬距離15km	C=120cm以上 180cm未満	本	4.00			年2回公園共通代価表 10303 号	
中木寄植剪定	運搬距離15km	H=60cm以上150cm 未満	m2	24.00			公園共通代価表 10103 号	
中木寄植剪定	2回目 運搬距離15km	H=60cm以上150cm 未満	m2	24.00			公園共通代価表 10104 号	
中木寄植剪定	運搬距離15km	H=150cm以上 300cm未満	m2	14.00			公園共通代価表 10105 号	
中木寄植剪定	2回目 運搬距離15km	H=150cm以上 300cm未満	m2	14.00			公園共通代価表 10106 号	
拔根除草	運搬距離15km		m2	20.00			年2回公園共通代価表 40101 号	
病虫害駆除	マツ	C=60cm未満	本	6.00			年2回水道局草刈植木手入代価表 S2301 号	
病虫害駆除	中木	H=150cm以上 300cm未満	本	2.00			年2回水道局草刈植木手入代価表 S2105 号	
病虫害駆除	高木 公園樹	C=60cm未満	本	2.00			年2回水道局草刈植木手入代価表 S2201 号	

第 2 号		除草・樹木剪定(資材管理所)					明 細 表	
内 訳								
工 種 ・ 名 称	種 別	形状・寸法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
病虫害駆除	高木 公園樹	C=60cm以上120cm未満	本	16.00			年2回 水道局草刈植木手入代価表 S2202 号	
病虫害駆除	高木 公園樹	C=120cm以上180cm未満	本	4.00			年2回 水道局草刈植木手入代価表 S2203 号	
病虫害駆除	中木寄植		m2	76.00			年2回 水道局草刈植木手入代価表 S2102 号	
薬剤費	病虫害駆除用(資材管理所)		式	1.00				
処分費	除草ごみ等(資材管理所)		式	1.00				
側溝清掃	人力清掃工	無蓋	m	74.00			年2回 施工パッケージ単価	
運搬費	側溝ごみ運搬		m3	1.00			年2回 施工パッケージ単価	
計								
(内数)処分費								

仕 様 書

本業務は、公園緑地等維持管理標準仕様書（令和８年１月改訂（平成２３年　１月制定）広島市都市整備局緑化推進部）により施行すること。

注意事項

- ・ 1.1.1 適用範囲 (1) 『広島市』を『広島市水道局』と読み換える。
- ・ 仕様書中の『本市』を『本市水道局』と読み換える。
- ・ 別－１（提出書類）については、広島市水道局の様式とする。

特記仕様書

1 総則

- (1) 本特記仕様書は、公園緑地等維持管理標準仕様書（令和８年１月改訂）の内容を変更又は補足するものである。
- (2) 受注者は、水道施設内又はその付近での業務にあたって、水道法等関係法令を遵守し、衛生管理に十分注意するものとする。
- (3) 業務の履行場所は、水道施設内であるため、施設等に損傷を与えないように十分注意するとともに、諸施設に損傷を与えた場合、速やかに広島市水道局（以下「局」という。）担当職員に報告するとともに、受注者の責任において補修等適切な処置を講ずるものとする。また、稼動中の諸施設及び業務か所以外は立入らないこと。
- (4) 受注者は、事前に提出した作業週報の履行予定と異なる場所を履行する場合は、事前に局担当職員へ連絡すること。また、業務を行った日には、その日の業務内容を記した業務日報をその翌営業日の朝までに局担当職員に提出すること。なお、提出が困難な場合には、その旨と提出予定日を局担当職員へ報告すること。
- (5) 業務の実施に当たっては、造園施工管理技士の資格を有する者又は建設業法第七条第二号イ又はロに該当する者（造園工事に限る。）を現場責任者として配置すること。
- (6) 職業能力開発促進法による１級又は２級造園技能士の資格を有する者（直接的な雇用関係にあるものに限る。）を配置し、剪定業務中常時、現場において、作業又は適正な作業を行うよう剪定方法等の指導にあたること。
- (7) 業務中は、必ず、業務中である旨を示す作業標示板を掲げること。また、作業標示板は出来るだけ、歩行者等から見やすい位置に配置すること。
- (8) 業務中においては、トラック等の作業車や作業員のヘルメットに受注者の会社名を表示すること。
- (9) 剪定業務中においては、現場責任者や造園技能士であることが確認できるよう腕章等を着用すること。
- (10) 提出書類は、局所定の様式を使用すること。
- (11) 受注者は、契約締結後直ちに、業務打合せ簿により実施計画書を提出すること。
なお、実施計画書には、次の事項について記載すること。
ア 業務概要、イ 工程表、ウ 現場組織表、エ 緊急時の体制、オ 安全管理、カ その他局担当職員が求める項目
- (12) 受注者は、業務に従事する現場責任者及び資格者をあらかじめ局所定の様式により報告すること。また、現場責任者及び資格者に変更があった場合も同様とする。
- (13) 受注者は、業務完了後、速やかに業務実施報告書及び出来高数量を確認するための作業記録写真を添付して局担当職員に提出し、検査を受けるものとする。

2 細則

(1) 病虫害駆除

薬剤の原液で樹木類 100 本当たり 0.08 リットル、寄植類 100 ㎡当たり 0.04 リットルを 1,000 倍に希釈し、散布するよう見込んでいる。

また、散布にあたっては、薬剤が通行人に飛散することがないように十分注意すること。

なお、薬剤は積算上、スミチオンを使用するものとしているが、樹木や害虫の種類、及び履行時期に応じて、局担当職員と協議の上、最適な薬剤を使用すること。

(2) 除草及び草刈

「公園緑地等維持管理標準仕様書」で指定しているもののほか、刈り取った雑草類等の収集・搬出については、側溝内部についても丁寧に収集し、当日の内に作業現場から搬出すること。

(3) 作業記録写真

ア 「公園緑地等維持管理標準仕様書」で指定しているもののほか、履行場所ごとに次の撮影を行うこと。

- ・作業標示板設置状況
- ・現場責任者配置状況
- ・造園技能士配置状況
- ・履行後の全体写真
- ・刈り取った雑草類等の収集、搬出状況

イ 作業記録写真帳の提出は、毎月末までの写真を、原則、翌月の 14 日までに提出すること。また、全ての作業が完了した後は、残りの写真を速やかに提出すること。

(4) 受注者は、業務で刈り取った草、つる物、植木剪定枝等を、次のいずれかの焼却処分場にて処分すること。

- ・環境局中工場（中区南吉島一丁目 5 番 1 号）
- ・環境局安佐南工場（安佐南区伴北四丁目 3 9 9 0 番地）
- ・環境局安佐北工場（安佐北区可部町大字中島 1 4 6 0 番地 1）

(5) 受注者は、業務で切り取った植木剪定枝を、焼却処分場の搬入基準内（長さ 50 cm 以下、直径 5 cm 以下）に収めて処分すること。

(6) 受注者は、焼却処分場に搬入、処分した証明となる書類の写しを局担当職員に提出すること。

(7) 履行時期に関しては、表 1 及び表 2 のとおり予定している。

なお、各履行場所における履行回数は設計図面に記載している。また、詳細な工程については、局担当職員と協議の上、決定するものとする。

表 1 基町庁舎

	工程	履行回数	履行時期
ア	抜根除草	2 回	7 月、10～11 月
イ	植樹・寄植剪定	1～2 回	7 月、10～11 月
ウ	病虫害駆除	2 回	7 月、10～11 月

表 2 資材管理所

	工程	履行回数	履行時期
ア	抜根除草	2 回	6 月、10～11 月
イ	機械除草	3 回	6 月、8 月、10～11 月
ウ	植樹・寄植剪定	1～2 回	6 月、10～11 月
エ	病虫害駆除	2 回	6 月、10～11 月
オ	側溝清掃（無蓋）	2 回	6 月、10～11 月

- (8) 7 月の業務については、8 月初めの式典時期に美観が損なわれることがないように完了すること。
- (9) 基町庁舎の「14. サツキツツジ」については、概ね地上高 60cm 未満にすることとする。詳細については局担当職員と協議すること。
- (10) 基町庁舎の「4. ケヤキ」「5. クスノキ」「7. イロハモミジ」については、敷地境界の外に枝が出ないように剪定すること。
- (11) 資材管理所の「54. クスノキ」については、剪定の際、高圧電線にかからないよう短めに切ること。
- (12) 資材管理所の「63. サクラ」については、事前に局担当職員と協議を行い、枝葉の一部が敷地外に出ない、かつ高圧電線にかからないよう短めに切ること。
- (13) 基町庁舎及び資材管理所の植樹剪定について、履行回数が 1 回のものは 10 月に剪定すること。
- (14) 基町庁舎及び資材管理所の高木剪定作業は高所作業車を使用し、トラッククレーンにゴンドラを取り付けた作業車での高木剪定作業は行わないものとする。
- (15) 業務実施日及び時間
- ア 基町庁舎
業務は局の休日に実施し、時間的制約を受けない昼間施工を見込んでいる。
- イ 資材管理所
業務は局の平日就業時間内（午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分※ただし午後 0 時～午後 1 時は除く。）に実施すること。なお、平日とは、広島市の休日を定める条例（平成 3 年広島市条例第 49 号）第 1 条第 1 項に規定する休日以外の日をいう。ただし、局が必要と認めた場合は、この限りではない。
- (16) 業務の積算では、公園共通代価表（令和 7 年 12 月改訂〔令和 8 年 3 月単価版〕広島市都市整備局緑化推進部）、土木工事標準積算基準書（令和 7 年 8 月改訂）及び水道局草刈植木手入代価表（〔令和 8 年 3 月〕広島市水道局技術部設備課）を適用している。

(17) 安全対策関係

作業の実施にあたっては、安全対策には十分に留意し、必要に応じて適切な対策を講じること。

(18) 特記仕様書に定められていない事項は、局担当職員と協議のうえこれを定めるものとする。

(19) 履行場所一覧

	施設名	住所
1	基町庁舎	中区基町 9 番 3 2 号
2	資材管理所	中区南千田西町 1 2 番 7 号

広島市の休日を定める条例の抜粋

(市の休日)

第1条 次の各号に掲げる日は、市の休日とし、市の機関の執務は、原則として行わないものとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)
- (4) 8月6日(平和記念日)

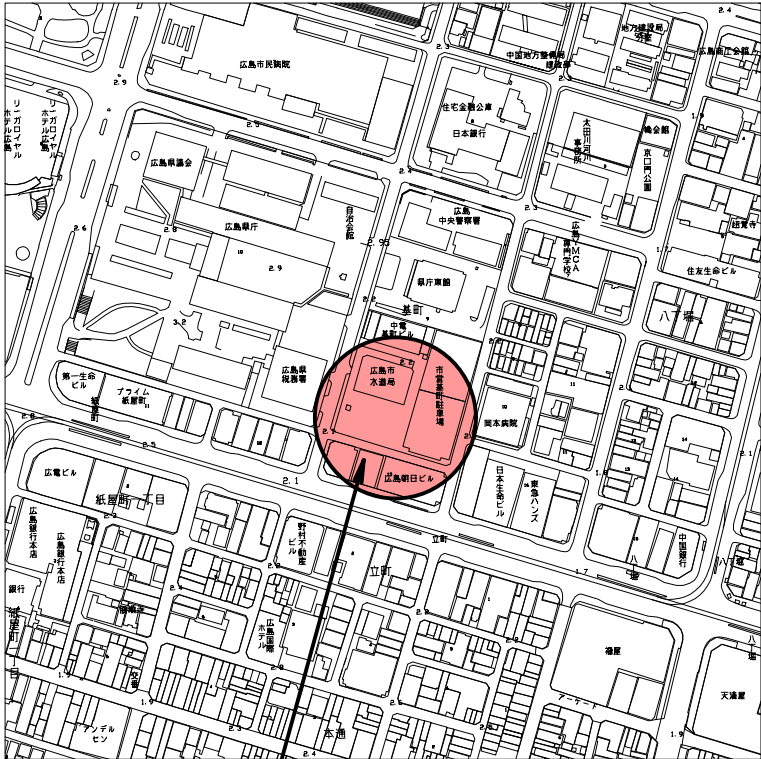
2 前項の規定は、市の休日に市の機関がその所掌事務を遂行することを妨げるものではない。

(平4条例58・一部改正)

(期限の特例)

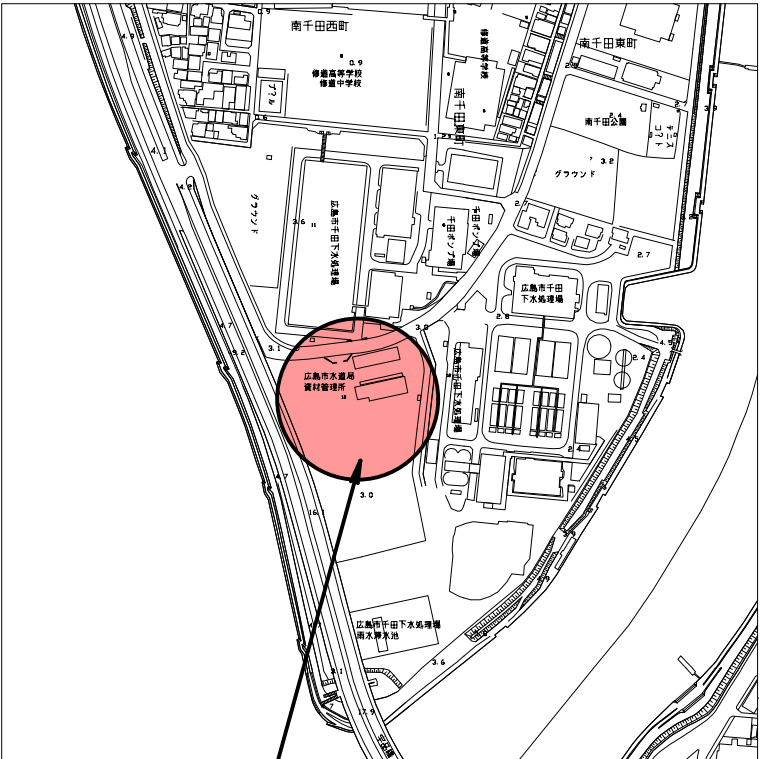
第2条 市の行政庁に対する申請、届出その他の行為の期限で条例又は規則で規定する期間(時をもって定める期間を除く。)をもって定めるものが市の休日に当たるときは、市の休日の翌日をもってその期限とみなす。ただし、条例又は規則に別段の定めがある場合は、この限りでない。

位置図 S=1／6,000



基町庁舎
広島市中区基町9番32号

位置図 S=1／6,000

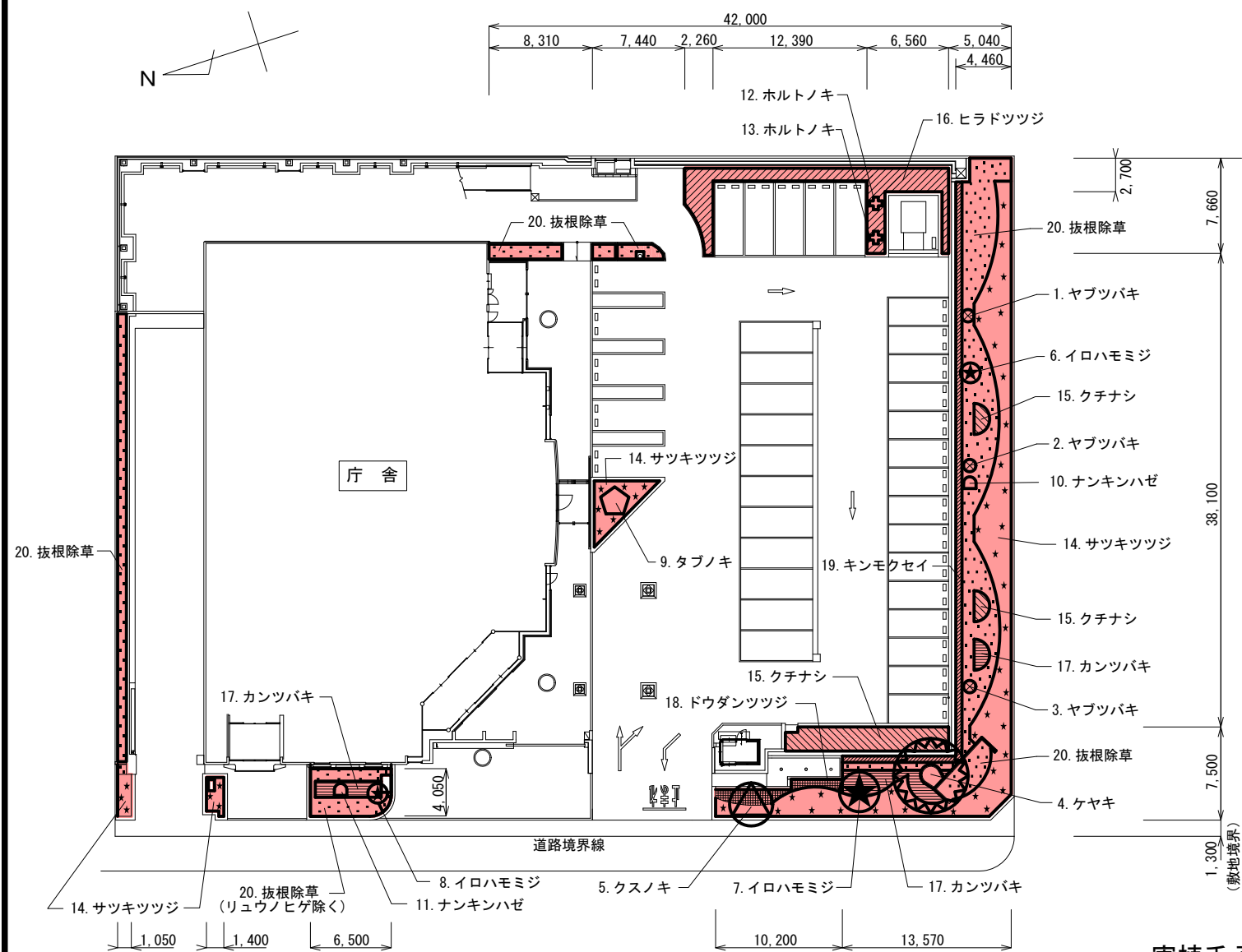


資材管理所
広島市中区南千田西町12番7号

凡例
● : 履行場所

管 理 番 号							
配管台帳図面番号							
業務番号		令和 8 年度					
業務名		基町庁舎ほかせん定等業務					
図面枚数		3枚の内 1葉		縮尺	図示		摘 要 位置図
設 計				図面寸法		A3	
写 図		設 計		係 長		課・所・場長	
広島市水道局 技術部 設備課							

基町庁舎平面図 S = 1 / 5 0 0



植樹手入

番号	凡例	種類	植樹剪定				病害虫駆除			
			区分 (本×回)				区分 (本×回)			
			回数	中木 (樹高 200~ 300)	高木 (幹周 60未満 60~120)	高木 (幹周 120~ 180)	回数	中木 (樹高 150~ 300)	高木 (幹周 60未満 60~120)	高木 (幹周 120~ 180)
1	⊗	ヤブツバキ	2	2			2	2		
2	⊗	ヤブツバキ	2	2			2	2		
3	⊗	ヤブツバキ	2	2			2	2		
※2	○	ケヤキ	1			1	2			2
※2	○	クスノキ	1			1	2			2
6	★	イロハモミジ	1		1		2		2	
※2	★	イロハモミジ	1		1		2		2	
8	★	イロハモミジ	1	1			2	2		
9	◇	タブノキ	1			1	2			2
10	□	ナンキンハゼ	1	1			2	2		
11	□	ナンキンハゼ	1		1		2		2	
12	⊕	ホルトノキ	1	1			2	2		
13	⊕	ホルトノキ	1	1			2	2		
合計 (本×回)				6	4	3	3	6	8	6

：履行場所

管 理 番 号				
配管台帳図面番号				
業務番号	令和 8 年度			
業務名	基町庁舎ほかせん定等業務			
図面枚数	3枚の内 2葉	縮尺	図示	摘 要 基町庁舎 平面図
設 計		図面寸法	A3	
写 図	設 計	係 長	課・所・場長	
広島市水道局 技術部 設備課				

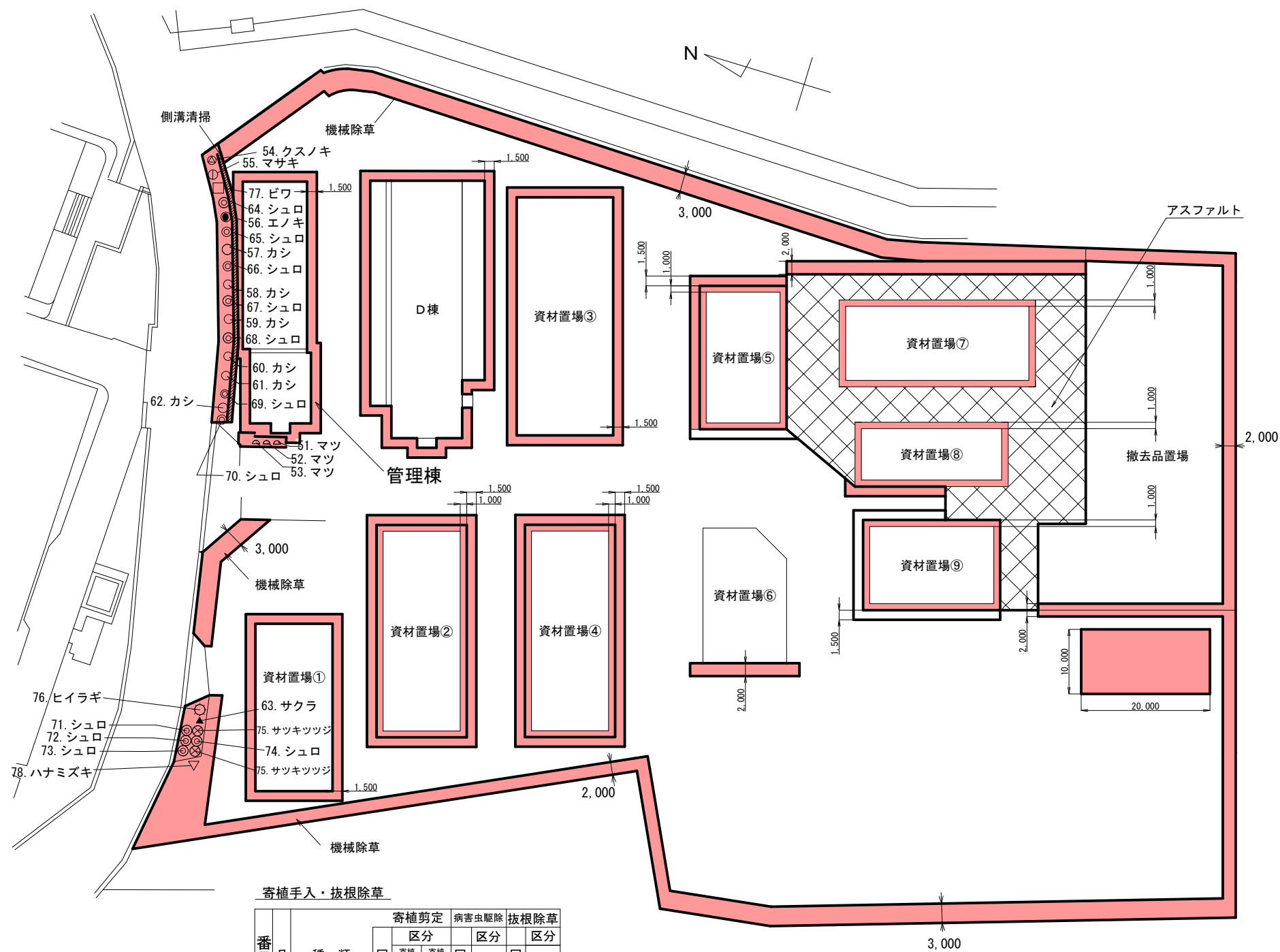
注記

- ※1 「14. サツキツツジ」剪定については、概ね地上高60cm未満にすること。
- ※2 「4. ケヤキ」「5. クスノキ」「7. イロハモミジ」については、敷地境界の外に枝が出ないように剪定すること。
- ※3 7月の業務については、8月初めの式典時期に美観が損なわれることが無いように完了すること。
- ※4 植樹剪定について、履行回数が1回のは10月に剪定すること。

寄植手入・抜根除草

番号	凡例	種類	寄植剪定			病害虫駆除		抜根除草		
			区分			区分		区分		
			回数	寄植 低木 (樹高 60未満)	寄植 中木 (樹高 60~150)	寄植 中木 (樹高 150~300)	回数	寄植 低木	寄植 中木	回数
※1	★	サツキツツジ	2	○			2	○		2
15	★	クチナシ	2		○		2		○	2
16	★	ヒラドツツジ	2		○		2		○	2
17	★	カンツバキ	2	○			2	○		2
18	★	ドウダンツツジ	2	○			2	○		2
19	★	キンモクセイ	2			○	2		○	2
20	★	雑草								2
合計 (㎡)				360	340	400		360	740	570

資材管理所平面図 S = 1 / 8 0 0



寄植手入・抜根除草						
番号	凡例	種類	寄植剪定		病害虫駆除	抜根除草
			回数	区分	回数	区分
				寄植中木(樹高)		
75	⊗	サツキツツジ	2	○	2	○
76	☆	ヒイラギ	2	○	2	○
合計 (㎡)			48	28	76	20

機械除草履行場所 肩掛式 9690㎡ (3回分)
側溝清掃履行場所 74m (2回分)

植樹手入		植樹剪定										病害虫駆除					
番号	凡例	種類	回数	区分 (本×回)					回数	区分 (本×回)							
				マツ	中木	高木	高冬	高冬		マツ	中木	高木	高木	高木			
				(幹周) 60未満	(樹高) 200～ 300	(幹周) 60未満	(幹周) 60～ 120	(幹周) 120～ 180		(幹周) 60未満	(幹周) 150～ 300	(幹周) 60未満	(幹周) 60～ 120	(幹周) 120～ 180			
51	△	マツ	2	2					2	2							
52	△	マツ	2	2					2	2							
53	△	マツ	2	2					2	2							
※ 2	54	⊙クスノキ	2					2	2						2		
55	①	マサキ	2		2				2		2						
56	●	エノキ	2				2		2					2			
57	○	カシ	1				1		2					2			
58	○	カシ	1				1		2					2			
59	○	カシ	1				1		2					2			
60	○	カシ	1				1		2					2			
61	○	カシ	1				1		2					2			
62	○	カシ	1				1		2					2			
※ 3	63	▲サクラ	2					2	2						2		
64	⊙	シュロ	0						0								
65	⊙	シュロ	0						0								
66	⊙	シュロ	0						0								
67	⊙	シュロ	0						0								
68	⊙	シュロ	0						0								
69	⊙	シュロ	0						0								
70	⊙	シュロ	0						0								
71	⊙	シュロ	0						0								
72	⊙	シュロ	0						0								
73	⊙	シュロ	0						0								
74	⊙	シュロ	0						0								
77	□	ビワ	1				1		2					2			
78	▽	ハナミズキ	1			1			2			2					
合計 (本×回)				6	2	1	9	4		6	2	2	16	4			

管 理 番 号									
配管台帳図面番号									
業務番号		令和 8 年度							
業務名		基町庁舎ほかせん定等業務							
図面枚数		3枚の内 3葉		縮尺		図示		摘 要	
設 計				図面寸法		A3		資材管理所 平面図	
写 図		設 計		係 長		課・所・場長			
広島市水道局 技術部 設備課									

- ※1 資材置場⑤⑦⑧⑨周囲の「アスファルト」部分は除草範囲に含めない
※2 「54.クスノキ」については、剪定時に、高圧電線にかからないよう短めに切ること。
※3 「63.サクラ」については、枝葉の一部が敷地外に出ない、かつ高圧電線にかからないよう短めに切ること。
※4 植樹剪定について、履行回数が1回のは10月に剪定すること。